平成２７年第４回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

１　開催日時　　平成２７年４月１６日（木）午後３時００分から３時５０分まで

２　開催場所　　栄町役場庁舎５階第２会議室

３　出席委員（１４名）

会　　長	１４番	芝野　茂
会長職務代理者	１３番	伊藤　幸雄
委　　員	１番	糸川　昇一
	２番	岡戸　清志
	３番	大野　久男
	４番	野中　清一
	５番	大野　博
	６番	安西　操
	７番	芳澤　利夫
	８番	葛生　康雄
	９番	鈴木　利秀
	１０番	川上　重敏
	１１番	加藤　佳司
	１２番	麻生　新治

４　欠席委員（なし）

５　議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会議書記の指名

第３　議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第３号　地籍調査事業に伴う農地の地目変更登記に係る回答について

そ　の　他

６　農業委員会事務局職員

事 務 局 長　湯原　国夫

事務局次長　上村　武　　主査　中村　誠

◎開会　　午後３時００分開会

○議長（芝野　茂）　ただ今より、平成２７年第４回栄町農業委員会総会を開会いたします。

○議長（芝野　茂）　本日は委員１４名全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第２１条第３項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（芝野　茂）　議事日程第１の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（芝野　茂）　それでは、１３番　伊藤　幸雄委員、１番　糸川　昇一委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（芝野　茂）　議事日程第２の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の上村氏と中村氏を指名します。

○議長（芝野　茂）　それでは、議事に入ります。

○議長（芝野　茂）　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。

整理番号１について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原　国夫）　それではご説明申し上げます。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条

の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

整理番号１　権利は所有権移転で無償、農地の所在は北辺田字台、地目は現況、公簿とも畑、面積は６９４㎡の１筆でございます。

譲渡人等は議案書でご確認願います。

位置につきましては参考資料１をご覧ください。

本件は農地の所有権移転を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。対価の支払いが無いので贈与ということになります。

それでは農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

権利を取得しようとする者の耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から見て農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合という同項第１号の全部効率要件及び、必要な農作業に常時従事すると認められないことという同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に譲受人は法人ではなく個人の申請なので、農業生産法人以外の法人の権利取得を制限する同項第２号及び第３号には該当いたしません。

次に同項第５号の耕作面積制限ですが、譲受人の耕作面積は５０アールを超えておりますので問題ございません。

次に申請地は譲渡人の自作地なので、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、または質入れしようとする場合という同項第６号には該当いたしません。

最後に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合という同項第７号の地域調和要件ですが、申請地とその周辺は畑作地帯であり、譲受人は許可後露地野菜を作付けする計画なので問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（芝野　茂）　続いて担当委員の説明を求めます。糸川委員お願いします。

○１番（糸川　昇一）　祖母から孫への贈与になります。農家を継ぐのは孫ということで今回の申請があったものです。何の問題もないと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議長（芝野　茂）　現地調査を行っておりますので、３班現地調査の結果を報告願います。

○３番（大野　久男）　現地調査をしてまいりました。局長よりご説明のありましたとおり、この畑地につきましては育苗ハウスで水稲の苗が作ってありましたし、また露地野菜等も栽培されておりました。耕作意欲が見受けられ、きれいに整備されておりました。

○議長（芝野　茂）説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（芝野　茂）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１号整理番号１を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（芝野　茂）　挙手全員
よって議案第１号整理番号１については許可することに決定しました。

○議長（芝野　茂）　次に議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題とします。整理番号１について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原　国夫）　議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
整理番号１　権利種別は所有権移転となります。農地の所在は須賀字内猫、地目は現況、公簿とも田、農振区分は農用地内、面積は１，８４７㎡の１筆

でございます。

譲渡人等は議案書でご確認願います。

位置につきましては参考資料２をご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転を目的として申請のあったものです。

譲受人は稲作の規模拡大により効率的、安定的な農業経営を目指す専業農家であり、町の認定農業者にも登録される地域の担い手農家です。

以上のことから今回の利用集積計画は、町で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合すると思われます。

また譲受人の耕作状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることという全部効率要件及び、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることという農作業常時従事要件は満たしていると思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（芝野　茂）　続いて担当委員の説明を求めます。伊藤委員お願いします。

○１３番（伊藤　幸雄）　ただいま局長からご説明のありましたとおり、譲受人は、地域の認定農業者であり特に問題ないと思います。

よろしくお願いします。

○議長（芝野　茂）　現地調査を行っておりますので、３班現地調査の結果を報告願います。

○３番（大野　久男）　現地調査に行ってまいりました。

申請地はきれいに整備されておりまして、すぐに田植えができるような状態で、耕作意欲が感じられました。

○議長（芝野　茂）説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（芝野　茂）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第２号整理番号１を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（芝野　茂）　挙手全員

よって議案第２号整理番号１については承認されました。

次に整理番号２について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原　国夫）　整理番号２　権利種別は貸借権設定となります。農地の所在は中谷字圦場入会地、地目は現況、公簿とも田、面積は７１０㎡、他８筆、合計９筆で５，４１４㎡でございます。

貸付人等は議案書でご確認願います。

位置につきましては参考資料３をご覧願います。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りを目的として申請のあったものです。

借受人は稲作のほか、大豆やブルーベリーの栽培など多角的な経営により安定的な農業経営を目指す専業農家であり、町の認定農業者にも登録される地域の担い手農家です。以上のことから今回の利用集積計画は、町で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合すると思われます。

また、借受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることという全部効率要件及び、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることという農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（芝野　茂）　続いて担当委員の説明を求めます。鈴木委員お願いします。

○９番（鈴木　利秀）　借受人については、一生懸命農業を行なっており、また息子さんと奥さんもやる気があり一生懸命行なっておりますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（芝野　茂）　現地調査を行っておりますので、３班現地調査の結果を報告願います。

○３番（大野　久男）　現地調査に行ってまいりました。
　全ての耕地が整備されており、すぐに水田営農継続が可能な状況でした。

○議長（芝野　茂）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（芝野　茂）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第２号整理番号２を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（芝野　茂）　挙手全員
　よって議案第２号整理番号２については承認されました。

○議長（芝野　茂）　次に議案第３号　地籍調査事業に伴う農地の地目変更登記に係る回答について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原　国夫）　議案第３号　地籍調査事業に伴う農地の地目変更登記に係る回答について、栄町長より照会のあった件について次のとおり回答することについて意見を求める。
　本件は、町が国土調査法に基づき実施している地籍調査事業の一環として、農地の地目変更に関する照会があったものです。
　先月の総会においても、農地、非農地の判定についてご審議いただきましたが、今回は１筆の土地について追加で照会がありましたので、現地調査を行い回答するものです。

まず本日お配りしました資料をご覧ください。

対象となる土地は和田字外下仲耕地の土地で登記上の地目は畑、面積は３４２㎡です。

位置につきましては、事前にお配りした議案書の参考資料４をご覧ください。

現地調査は大野久男委員、糸川昇一委員、岡戸清志委員、葛生康雄委員と事務局職員で実施いたしました。

この土地は国道３５６号線バイパスに沿った細長い土地であり、そのうち約三分の一の部分が２０年以上前から隣接する宅地の一部として使用されていたことが確認できましたので、現況が一部宅地で農地転用許可を得る必要のない案件であると回答するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（芝野　茂）　現地調査を行っておりますので、３班現地調査の結果を報告願います。

○３番（大野　久男）　現地調査に行ってまいりました。

バイパス沿いの土地で、宅地に隣接した土地でございまして宅地への地目変更が妥当かと思われます。

○議長（芝野　茂）説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○１１番（加藤　佳司）　一部宅地というのはどのような状況なのでしょうか。

○事務局次長（上村　武）　一部ということの意味についてご説明いたします。

この土地１筆の登記上の面積が全体で３４２㎡でございます。この中で宅地として区分されるのが一部ということです。約三分の一と説明させていただきましたが１００㎡程が今後宅地になって行くと考えております。他の残った部分につきましては現況も畑ですので、地籍調査事業が進めば、登記所が職権で分筆を行ない一部は宅地に変更し残った部分は畑のままになると思います。

○議長（芝野　茂）　他に発言のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（芝野　茂）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第３号　地籍調査事業に伴う農地の地目変更登記に係る回答について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（芝野　茂）　挙手全員
よって議案第３号については原案のとおり回答することに決定しました。

○議長（芝野　茂）　以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。この際その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（発言なし）

○議長（芝野　茂）　それでは以上をもちまして平成２７年第４回総会を閉会します。

午後３時５０分閉会